

議案第83号

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日

西脇市長 片山 象三

(理由)

健康保険法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第 106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(被保険者としない者)</p> <p><u>第3条の2</u> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のいないものは、<u>被保険者としない。</u></p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として408,000円を支給する。</u>ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、これに<u>12,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として404,000円を支給する。</u>ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、これに<u>16,000円</u>を加算する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年12月31日までに出産した被保険者に係る西脇市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。